

株式会社地域力再生機構法案要綱

第一 機構の目的

株式会社地域力再生機構は、雇用の安定等に配慮しつつ、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の再建を図り、併せてこれにより地域の信用秩序の基盤強化にも資するようになるため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、地域経済において重要な役割を果たしていながら過大な債務を負っている事業者に対し、当該事業者に対して金融機関等が有する債権の買取りその他の業務を通じてその事業の再生を支援することを目的とする株式会社とすること。

(第一条関係)

第二 定義

この法律における「金融機関等」の用語を定義すること。

(第二条関係)

第三 株式

預金保険機構は、常時、株式会社地域力再生機構（以下「機構」という。）の発行済株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有していなければならないこと。

(第四条関係)

第四 設立

機構は、会社法第二十五条第一項第一号に掲げる方法により設立しなければならないこと、設立に際して主務大臣の認可を受けなければならないことその他所要の規定を整備すること。

(第六条から第十二条まで関係)

第五 取締役等

機構の取締役等は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならないものとするほか、機構の取締役等について所要の規定を整備すること。

(第十三条及び第十四条関係)

第六 地域力再生委員会

1 設置

機構に、地域力再生委員会（以下「委員会」という。）を置くこと。

(第十五条関係)

2 権限

委員会は、次に掲げる事項その他取締役会から委任を受けた事項の決定を行うこと。

一 再生支援の決定

二 第八の一の債権買取り等の決定

三 第十の2の買取申込み等期間の延長の決定

四 出資の決定

五 債権又は株式若しくは持分の処分の決定

六 再生手続及び更生手続の特例の対象となる貸付けの確認の決定

(第十六条関係)

3 組織及び運営

委員会は、取締役である委員三人以上七人以内で組織すること、委員会に委員の互選による委員長を置くこと、委員会の定足数を委員の総数の三分の二以上とすること、委員会の議事が可否同数のときは委員長が決することその他所要の規定を整備すること。

(第十七条から第十九条まで関係)

第七 定款の変更

機構の定款の変更の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこと。

(第二十一条関係)

第八 業務の範囲

機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとするほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、対象事業者以外の事業者に対する助言を行うことができること。

一 対象事業者に対して金融機関等が有する債権の買取り又は貸付債権の信託の引受け（以下「債権買取り等」という。）

二 対象事業者に対する資金の貸付け、債務の保証、出資、事業の再生に関する専門家の派遣及び助言

三 債権買取り等に係る債権の管理及び譲渡その他の処分

四 出資に係る株式又は持分の譲渡その他の処分

五 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査として行う法律事務

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務

七 前各号に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務
（第二十二條関係）

第九 支援基準

主務大臣は、事業所管大臣の意見を聴いて、機構が再生支援の決定及び債権買取り等の決定に当たって従うべき支援基準を定めること。
（第二十四條関係）

第十 業務の実施

1 支援決定

地域経済において重要な役割を果たしており、その事業の継続が当該地域経済の活性化に有益な事業者であつて、過大な債務を負い、かつ、債権者その他の者と協力してその事業の再生を図ろうとするもの（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を除く。）は、機構に対し、事業再生計画を添付して再生支援を申し込むことができること、機構は、あらかじめ主務大臣等に意見を述べる機会を与えて、再生支援をするかどうかの決定を行うこと。

（第二十五条関係）

2 買取申込み等の求め

機構は、支援決定を行ったときは、直ちに、その対象事業者の債権者である関係金融機関等に対し、支援決定の日から三月以内に機構が定める期間（以下「買取申込み等期間」という。）内に、債権の買取りの申込み又は事業再生計画に従つて債権の管理若しくは処分をすることの同意（以下「買取申込み等」という。）をするように求めなければならないこと。

（第二十六条関係）

3 回収等停止要請

機構は、関係金融機関等が債権の回収等をするにより、買取申込み等期間が満了する前に対象事業者の事業の再生が困難となるおそれがあると認められるときは、すべての関係金融機関等に対し、買取申込み等期間が満了するまでの間、債権の回収等をしないように要請しなければならないこと。

(第二十七条関係)

4 買取決定

機構は、買取申込み等期間が満了し、又はすべての関係金融機関等から買取申込み等があったときは、あらかじめ主務大臣に意見を述べる機会を与えて、速やかに、債権買取等をするかどうかを決定しなければならないこと。

(第二十八条関係)

5 買取価格

機構が債権の買取りを行う場合の価格は、支援決定に係る事業再生計画を勘案した適正な時価を上回ってはならないこと。

(第二十九条関係)

6 買取申込み等期間の延長

機構は、支援決定の日から三月以内で買取申込み等期間を延長することができること。

7 出資決定

(第三十条関係)

機構は、買取決定を行った後でなければ、対象事業者に出資をする決定をしてはならないこと。

(第三十一条関係)

8 支援決定の撤回

買取申込み等に係る債権額が対象事業者の事業の再生のために必要と認められる額に満たなかったときは、速やかに支援決定を撤回しなければならないこと。

(第三十二条関係)

9 債権等の譲渡その他の処分の決定等

機構は、債権又は株式若しくは持分の譲渡その他の処分の決定を行おうとするときは、あらかじめ主務大臣に意見を述べる機会を与えなければならないこと、支援決定の日から三年以内に、当該支援決定に係る対象事業者につき、すべての再生支援を完了するように努めなければならないこと。

(第三十三条関係)

10 決定の公表

機構は、支援決定、買取決定、出資決定、債権等の処分の決定等を行ったときは、速やかに、その旨、対象事業者の氏名又は名称その他機構が行ったことの概要を示すために必要なものとして主務省令で定める事項を公表しなければならないこと、再生支援の申込みをした事業者があらかじめ申し出た場合には、買取決定を公表するまでの間に限り、支援決定の公表をしないことができること。

(第三十四条関係)

11 再生手続及び更生手続の特例

裁判所は、機構が債権を有する対象事業者について再生手続又は更生手続の開始の申立てが行われた場合において、金融機関等が支援決定の時から買取決定の時までの間に機構から確認を受けて行った貸付けに係る債権について他の債権との間に権利の変更の内容に差を設ける再生計画案又は更生計画案が提出されたときは、当該差を設けることが衡平を害しないかどうかを判断するに当たり、機構が行った確認に関する事項を考慮しなければならないこと。

(第三十五条から第三十七条まで関係)

12 資料の交付又は閲覧

機構から対象事業者に関する資料の提出を求められた対象事業者又は関係金融機関等は、遅滞なく、

これを機構に提出しなければならないこと、国、地方公共団体又は日本銀行は、機構が要請をしたときは、機構に対し、必要な資料を交付し、又はこれを閲覧させることができること。（第三十八条関係）

第十一 財務及び会計

機構は、毎事業年度の予算を主務大臣に提出してその認可を受けなければならないこと、政令で定める割合を超えて剰余金の配当を行わないこと、政府は、機構の債務について保証契約をすることができること、
とその他機構の財務及び会計に関する所要の規定を整備すること。

（第三十九条から第四十四条まで関係）

第十二 監督

機構は、主務大臣がこの法律の定めるところに従い監督すること。（第四十五条関係）

第十三 解散等

機構は、第八の一から七までに掲げる業務の完了により解散すること、政府は、機構が解散する場合において債務超過となったときは、その全部又は一部に相当する金額を補助することができることその他機構の解散に関する所要の規定を整備すること。
（第四十七条から第五十条まで関係）

第十四 預金保険機構の業務の特例等

預金保険機構に、機構の設立の発起人となり、及び機構に対し出資を行うための業務の特例を設け、並びに区分経理、政府の出資その他所要の規定を整備すること。（第五十一条から第五十七条まで関係）

第十五 主務大臣

本法における主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣及び経済産業大臣とすること。

（第五十八条関係）

第十六 課税の特例

機構が債権の買取りにより不動産に関する権利の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、登録免許税を課さないこと。（第六十条関係）

第十七 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例

事業再生計画に補助金等交付財産を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等の交付の目的以外の目的に使用等する旨が記載されている場合において、当該補助金等を所掌する各省各庁の長が第十の1により意見を述べなかつたときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七

十九号)第二十二条に規定する各省各庁の長の承認があつたものとみなすこと。(第六十一条関係)

第十八 関係施策及び関係機関との協力

1 産業活力再生特別措置法との関係

機構は、再生支援をするに当たっては、対象事業者に対し、産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第三百三十一号)の事業再構築計画、共同事業再編計画、経営資源再活用計画、技術活用事業革新計画又は経営資源融合計画の認定の申請を促すこと等により、効果的にこれを行うように努めなければならないこと。(第六十二条関係)

2 金融庁又は日本銀行に対する協力要請

機構は、債権の買取りに際しての適正な時価の算定のためその他必要があるとき、金融庁又は日本銀行に対し、技術的助言その他の協力を求めることができること。(第六十三条関係)

3 預金保険機構等との協力等

機構は、預金保険機構、特定協定銀行、特定認証紛争解決事業者及び認定支援機関との協力体制の充実に努めなければならないこと。

4 政策金融機関等の協力等

(第六十四条関係)

政策金融機関等は、機構が買取申込み等をするように求めた場合において、買取申込み等に伴う負担が合理的かつ妥当なものであるときは、これに応じるように努め、当該買取申込み等が第十の二の同意をする旨のものであった場合には、当該同意に係る事業再生計画に従って対象事業者の債務の免除その他の必要な協力をしなければならぬこと、政策金融機関等を所管する大臣及び財務大臣は、その場合における政策金融機関等に対する権限の行使に当たっては、この法律の趣旨を尊重しなければならないこと。

(第六十五条関係)

5 融資等業務実施法人の協力等

融資等業務実施法人は、機構が債務の免除その他の必要な協力を求めた場合において、協力を伴う負担が合理的かつ妥当なものであるときは、これに応じるように努めなければならないこと、融資等業務を行う根拠となる法律等を所管する大臣、財務大臣等は、その場合における融資等業務実施法人に対する権限の行使に当たっては、この法律の趣旨を尊重しなければならないこと。

(第六十六条関係)

6 国、地方公共団体、機構等の連携及び協力

国、地方公共団体、機構その他の関係者は、事業再生計画に基づく対象事業者の事業の再生を円滑に推進するために協力が必要であると認めるときは、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならないこと、認定地域再生計画、都市再生整備計画又は認定基本計画その他の地域の活性化に関する施策の重点的、効果的かつ効率的な推進に当たっては、対象事業者の事業の再生を通じて地域経済の再建を図る観点から、相互に連携を図るよう努めなければならないこと。

(第六十七条関係)

第十九 罰則

機構の取締役等につき、所要の罰則を整備すること。

(第六十八条から第七十四条まで関係)

第二十 附則

この法律の施行期日を定めること、機構の設立に伴う所要の経過措置を設けることその他所要の規定を整備すること。

(附則関係)